

令和5年度山県市認知症カフェ業務運営事業者募集実施要領

1. 業務名

- 介知委－1 令和5年度山県市認知症カフェ事業（南部地域）業務委託
- 介知委－2 令和5年度山県市認知症カフェ事業（北部地域）業務委託

2. 募集目的

本事業は、認知症の人及びその家族、地域住民、専門職の誰もが参加し集うことができる場所として「認知症カフェ」を設置することにより、認知症になっても住み慣れた地域で安心してその人らしい尊厳ある生活ができる環境を確保するとともに、その家族の介護負担の軽減を図り、認知症の人とその家族を支える地域づくりを推進することを目的とする業務の受託を希望する法人を募集する。

3. 業務概要

- (1) 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。
ただし、業務の開始後において、関係法令を遵守しない場合又は業務の実施につき著しく不相当と認めた場合は、期間の満了前に契約を解除する場合がある。
- (2) 業務内容 別添山県市認知症カフェ業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）の内容に基づいた業務
- (3) 実施形式 公募型プロポーザル方式により総合的に評価し、当該契約の相手方として最も適した者を選定する。
- (4) 支払方法 業務終了後、支払うものとする。

4. 公募資格要件

公募資格要件は、次に掲げるすべての条件に該当するものとする。

- (1) 適切な事業運営が確保できると認められる組織又は団体であること。
- (2) 組織及び団体の役員（就任予定者含む）等が、山県市暴力団排除条例（平成24年山県市条例第4号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及びそれらの密接関係者でないこと。
- (3) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び山県市の指示に柔軟に対応できること。
- (4) 業務内容について守秘義務を遵守できること。

5. 応募者の失格

応募者が次の事項に該当すると山県市が判断した場合は失格とする。ただし、山県市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 本要領を遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合

- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 応募資格を欠いていることが判明した場合
- (5) その他応募者の失格事項に相当するものと、山口市が判断した場合

6. 実施スケジュール

- (1) 募集要領の配布 令和5年2月20日(月)
- (2) 応募書類提出期限 令和5年3月3日(金)午後3時まで
「11. 担当事務局」へ郵送(必着)または持参すること。
- (3) 選定結果通知 各応募事業者へ文書で通知する。

7. 提案書等応募書類(様式等)

- (1) 山口市認知症カフェ業務受託申込書(様式1)
- (2) 山口市認知症カフェ事業計画書・企画提案書(様式2)
- (3) 組織及び団体の事業実績(様式3)
- (4) 見積書・積算内訳書(任意様式)

全体を1つに綴じ、2部(正本1部、副本1部)を提出すること。

8. 提案書等応募書類の取扱い等について

- (1) 提出された提案書等応募書類は、一切返却しない。
- (2) 提案書等の権利は応募者に帰属する。ただし、選定された事業者の提案書等の権利は山口市に帰属する。
- (3) 選定された事業者の提案書等応募書類は、公開の対象とする。選定されなかった事業者の企画提案関係書類は、事業者名をはじめ原則、非公開とする。ただし、市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとする。
- (4) この募集に要した費用は応募事業者の負担とする。

9. 審査

- (1) 提出された企画提案書等応募書類により審査する。
- (2) 選定結果は各応募事業者へ文書で通知する。なお、審査及び選定結果についての異議は認めない。

10. 契約の締結

審査の結果、選定された事業者を本業務にかかる随意契約の契約候補者として、山口市契約規則(平成15年山口市規則第44号)に準じ、契約を締結するものとする。また、山口市が行う契約から暴力団排除に関する措置要綱(平成22年山口市訓令甲第13号)を適用するものとする。なお、契約金額については市と選定された事業者と内容を協議した上、正式な見積書を提出すること。

1 1. 担当事務局

〒501-2192 山県市高木 1000 番地 1

山県市健康介護課（ふれあいセンター 1 階）

電 話：0581-22-6838

F A X：0581-22-6841

E-mail：kenko@city.gifu-yamagata.lg.jp